

～トピックス～

1. 退職年金の継続受給権に対する相続課税
2. 税務カレンダー（2026年7月、8月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

アタマは低く、アンテナは高く

鈴木三郎助（味の素創業者）

※経営者100の言葉より引用

退職年金の継続受給権に対する相続課税

◆退職年金は、みなし相続財産として課税

退職年金を受給していた被相続人が死亡すると、残存期間の年金が相続人等に支払われます。年金は相続人等が固有の権利として取得したのですが、相続により取得したものとみなして相続税が課税されます。

◆継続受給権の財産評価

退職年金の継続受給権は、「契約に基づかない定期金に関する権利」として、みなし相続財産に分類されます。

相続人等が死亡するまで（相続人等が保証期間中に死亡した場合は保証期間が終了するまで）年金を継続受給する場合、受給権の評価額は、有期定期金、または終身定期金として算出した金額のいずれか多い金額とされます。

◆遺族年金の相続税は非課税

ところで厚生年金、国民年金等の遺族年金は、厚生年金保険法、国民年金保険法など個別の法律によって受給者が被相続人に生計を維持されていたことを条件に非課税とする取扱いが定められています。

一方、相続税の非課税財産の規定には、遺族年金を非課税とする旨の扱いはありません。その代わりに、相続税法基本通達には遺族年金について、国民年金保険法、厚生年金保険法など個別法により相続税が課税されないことに留意するよう示されています。みなし相続財産であれば、契約

に基づかない定期金に関する権利として課税されるのが原則です。

◆米国遺族年金は相続税が課税される

それでは遺族年金に相続税を課税しない取扱いは、外国の遺族年金にも適用されるのでしょうか。米国遺族年金について相続税が課税されるか争われた事例があります。

国税不服審判所の審判事例では、遺族年金が非課税となる取扱いは、個別法で国民年金、厚生年金等に設けられたものであり、米国の遺族年金をみなし相続財産として課税する取扱いを妥当とする裁判が出されています。

令和8年2月には、地裁においても米国遺族年金の受給権について相続税の課税処分を妥当とする判決が出されました。

◆課税の公平は守られているか？

司法判断は外国の遺族年金への課税は「合理性を欠くということとはできない」として平等原則に違反しない旨を判示しました。しかし、遺族にとって国内の年金、海外の年金を問わず、生計維持のための経済的価値は変わらないとみることもできます。